

令和 8 年 天草市農業委員会第 8 回総会議事録

令和 8 年 8 月 25 日天草市役所本庁 3 階第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

1 番	山 下 和 弘	君	2 番	猪 原 真 滋	君
3 番	淀 川 洋 一	君	4 番	黒 川 紀 世 子	君
5 番	平 岡 敬 則	君	6 番	福 島 恵 美	君
7 番	光 崎 修 二	君	8 番	富 崎 ま す み	君
9 番	野 中 幸 廣	君	10 番	中 村 三 千 人	君
11 番	赤 崎 保 章	君	13 番	鳴 川 哲 広	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

12 番	榎 田 和 壽	君
------	---------	---

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（4 名）

事務局長	木 村 英 樹	係 長	大 塚 晃 輝
主 査	野 嶋 美 里	書 記	小 田 優 奈

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 48 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 49 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 50 号 農地地用集積等促進計画(案)について
日程第 6	議第 51 号 非農地証明書交付申請について
日程第 7	議第 52 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 8	報告事項について

閉会

開 会 14 時 10 分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和 8 年第 8 回天草市農業委員会総会を開会いたします。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） ※会長あいさつ省略

○事務局（木村英樹君） ありがとうございます。本日は、12 番榎田委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員が、ご出席でございますので総会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、議事の進行は会長にお願いいたします。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは 3 番淀川委員、4 番黒川委員を指名します。

○議長（山下和弘君） 日程第 2、議第 47 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。○の譲受人は、○○の譲渡人より、○○の畑 127 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○から南東へ○○km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（黒川紀世子君） 4 番黒川です。先日現地確認に行っていました。事務局の説明通り何ら問題ないと思いました。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 2 番について説明します。○○の譲受人は、○○の譲渡人より、○

○の畑 354 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画とのことです。この権利移転は、県道の拡幅による買収に係る代替地として農地の売買となっております。150 ㎡程度の農業用倉庫を建てられる予定があるとの事ですが、この場合は 4 条の許可不要転用届を提出していただくよう説明しております。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 榎田委員がご欠席ですので代読いたします。22 日土曜日に土手委員と現地を確認されたとのことです。農業用倉庫については 200 ㎡以下であれば転用許可は不要とのことです。解釈に誤りがなければ致し方ないとのご意見でした。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 3 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑 479 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（光崎修一君） 7 番光崎です。8 月 20 日に現地確認を行いました。農地は自分の家のすぐ横ですので何も問題ないと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 4番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田511㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（鳴川哲広君） 13番鳴川です。先日23日に現地を確認しました。譲受人の人が今度結婚されてすぐ横に引っ越しされるという事で、その横で家庭菜園等をされるんだと思います。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田2,033㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から東へ〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（猪原真滋君） 2 番猪原です。8 月 20 日の日に松本最適化推進委員と現地確認を行いました。この圃場は数年前に区画整理事業があった所になっていて、現在は他の方が耕作されております。譲渡人が家を含めて処分しようとする一環でこの土地のほうも圃場も 3 条の方が出されて譲受人へ渡すという感じを受けます。今後もその別の方が耕作されるようですので何ら問題ないかなと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 6 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 127 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。22 日の日に地元の原田推進委員と現地確認に行ってみました。〇〇の田んぼなんですけど、今事務局から説明があった通り何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 7 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑 160 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当

しておりません。申請地にはプラムを栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。21 日に吉田最適化推進委員と一緒に現地確認に行ってみました。海が見えるという所で大変いいなと思っています。熊本から来られるらしいとの事です。何ら問題はないかなと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、7 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 3、議第 48 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 資料②の 3 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 1,195 m²を戸建て借家 5 棟に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から東へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、住宅地としての需要が見込まれるため、借家として利用される計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。昨日山下推進員と現地確認をいたしました。現地は周りが住宅に囲まれた土地でアパートとしての需要が見込まれるとの事ですので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致

します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 2番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑175㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北へ〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落接続のため、例外的に許可することが可能になっています。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接する住宅の駐車場が不足していたため、駐車場10台として利用しています。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9番（野中幸廣君） 9番野中です。21日に小山最適化推進委員と現地確認に行ってきました。航空写真をみてわかりますように、なんか家の敷地内にある1種農地ですが何とも不思議だなと思って見てきました。始末書も出ていますし何ら問題ないかなと見てまいりました。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第4、議第49号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、1番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（小田優奈君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の田2,665㎡を売買により取得し建築条件付売買予定地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北へ〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅地としての需要が見込まれるため、建築条件付売買予定地として利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。先日土曜日に井上推進員さんと現地確認に行ってきました。動画の中の向こう側に住宅地がありますが、隣は〇〇ですかね。住宅地が向こう側に広がっていて、ずっと少しずつ田畑が住宅地に変わってきている場所です。今何か植えてあったんですよ。この前確認に行った時は伸びていて、一部水不足で枯れかかっている所もありました。住宅地としての需要があるという事で特に問題はないのかなと思いました。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 2番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の田125㎡を売買により取得し通路へ転用する案件です。一番に隣接する案件になります。一番の転用地から国道への接道部分になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北へ〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、国道266号線から転用する住宅用地へ続く通路として利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに転用済みのため、追認許可を得るための始末書が譲渡人より提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。ここも先ほどの所の横なので一緒に確認しました。国道から入る道、繋がってはいるんですけどとても狭くて軽トラが通るか通らないか、見たいな感じの幅なので、住宅地に入るにはとても道が狭いなど、ぐる一つと回るならいけるんですけど、それでここを申請されたのかなと思いました。左側の屋根の駐車場みたいな感じで使われており、始末書が出ていますので仕方がないかなと思いました。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 3番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の田796㎡を売買により取得し、建築条件付売買予定地へ転用する案件です。4条の1番の隣になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から東へ〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅地としての需要が見込まれるため、建築条件付売買予定地として利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。昨日山下推進委員と現地の確認を行いました。4条申請の〇〇さんの隣の土地ですけど、ちょっと不思議に思ったのは、このアパートを建築されるという事なんですけれども、形が同じアパートを4条申請の方も同じように建てられるという事何でしょうけど、何で4条申請と同じ方が申請されないのかなと片方は〇〇さん、片方は〇〇が出されるのかなと、まあ不思議に思ったんですが何ら問題はないのかなと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 4番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の田3,543㎡を賃貸借権を設定し、コンビニエンスストアへ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。

ださい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、コンビニエンスストアとして利用される計画です。資料③の 8 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（光崎修一君） 7 番光崎です。8 月 20 日に現地確認を行いました。建設予定地の周辺の家の方の同意は得てるとの事ですので何も問題はないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 5 番の件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（小田優奈君） 資料②の 5 ページをご覧ください。5 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 378 m²を売買により取得し、通路へ転用している案件です。3 条の 4 番の隣になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農業用通路として利便性が良いため通路として利用しています。資料③の 9 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに転用済みのため、追認許可を得るための始末書が譲渡人より提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13 番（鳴川哲広君） 13 番鳴川です。先ほどの 3 条申請あった所のすぐ前というか周りです。隣の畑とかの通路に長年使われているという事です。問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 5、議第 50 号「農用地利用集積等促進計画(案)について」を議題といたします。

○事務局（野嶋美里君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。
資料②の 6 ページから 43 ページをご覧ください。

賃借権設定の計画が 44 件、使用賃借権設定が 15 件、更新の計画が 2 件、再配分の計画が 1 件、利用権移転の計画が 1 件、合計 63 件で、筆数 158 筆、総面積が 216,611 m²となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 10 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（山下和弘君） ただいま説明がありましたが、それぞれ委員の方々担当地区の確認をお願いしたいと思います。

○議長（山下和弘君） それでは、本件につきまして質疑はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（山下和弘君） 日程第 6、議第 51 号、非農地証明書交付申請についてを議題とします。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君） 非農地証明書交付申請は、筆数全体 12 筆、面積 6,535 m²となっております。資料③の 11 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 44 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。

1 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。

次が 2 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。

次は 3 から 8 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、北東へ〇〇km、南西へ〇〇km、〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 5 枚あります。次が現地の写真になります。全部で 3 枚あります。

次は 9, 10 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。次が現地の写真になります。

次が 11, 12 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました案件につきまして再度写真で確認いたします。

○議長（山下和弘君） ご意見があれば伺いたいと思います。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 7、議第 52 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（大塚晃輝君） 議第 52 号、「農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございます。お手元の資料②の 45 ページをご覧ください。

6 月から欠員になっておりました、有明町の上津浦及び下津浦の一部の農地利用最適化推進委員の委嘱についてでございます。

募集を 7 月 17 日から 8 月 12 日まで行い、その結果 1 名の応募がございました。

提案理由としましては、農業委員会等に関する法律第 17 条により、農地利用最適化推進委員を委嘱するには、農業委員会の承認が必要ですので、この議案をご提案するものです。

候補者についてですが、担当区域は「有明町の上津浦及び下津浦の一部」、氏名「〇〇」、性別・年齢・住所は議案書に掲載のとおりでございます。

先に開催されました天草市農業委員会運営協議会におきまして、農地利用最適化推進委員として適任であるとの評価をいただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（山下和弘君） ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見があれば伺いたいと思います。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 意見がなければご異議ありませんか。

（異議なしの場合）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、提案された「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は承認することに決定いたします。

○議長（山下和弘君） 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の46ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は在りませんでした。

第4条、第5条の許可不要転用届は1件、畑を無線基地局として利用したいというものでした。賃貸借の合意解約が3件、使用貸借の合意解約が2件、許可処分の取り消し届が1件有っております。以上です。

○議長（山下和弘君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和8年天草市農業委員会第8回総会を閉会致します。

閉 会 15時00分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 山下 和弘

署名委員 淀川 洋一

署名委員 黒川 紀世子